標準的なＬＰガス料金のご案内

（函館地区：2026 年 10 月検針分より適用）

毎月のガス料金は、各月のご使用量に応じて、下表のＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄいずれかの基本料金（税込）および調整単位料金（税込）に基づき計算します。

区画	ご使用量	基本料金（税込）	調整単位料金（税込）
A	0m³ ～ 7.0m³まで	1,650.00 円/月	600.23 円/m³
B	7.0m³ を超え 15.0m³まで	1,958.00 円/月	556.23 円/m³
C	15.0m³ を超え 30.0m³まで	2,618.00 円/月	512.23 円/m³
D	30.0m³ を超える場合	3,938.00 円/月	468.23 円/m³

※上記の調整単位料金は 2026 年 10 月検針分より適用の値です。

※上記の料金表は、個別供給（建物ごとにＬＰガス容器を設置してガスを供給する方式）のお客さまに適用される標準料金です。

＜計算例＞　ＬＰガスを 12.5m³ ご使用の場合（2026 年 10 月分の例）

上記料金表の区画Ｂで計算します。

ガス料金		基本料金		調整単位料金	×	ご使用量	＋	設備料金
8,910 円	＝	1,958.00 円	＋	556.23 円		12.5m³	＋	0 円

円未満切捨て

４月と１０月に単位料金を見直します。【原料費調整】

為替レートや原油価格など外的な要因による輸入原料価格の変動を速やかにガス料金に反映させる原料費調整の仕組みを導入しております。

「基準平均原料価格（35,260 円/ﾄﾝ）」をベースとして、毎年７月から１２月、および１月から６月の半年間の平均原料価格が±５％の幅を超えて変動した場合、その変動額に応じて毎年４月と１０月に単位料金の見直しを行ないます。

〇調整単位料金の変更につきましては、３月・９月にお知らせいたします。

〇基本料金は原料費調整の対象外のため、変更はございません。

延滞利息制度について

支払期限日（ご請求金額が確定した日の翌日から３０日目）を経過してガス料金をお支払いいただいた場合、経過した日数に応じて１日あたり０.０２７４％の割合で算定した延滞利息をいただく制度です。

延滞利息は原則として、延滞利息の対象となるガス料金をお支払いいただいた直後に発生したガス料金に合算して、ご請求させていただきます。なお、支払期限日の翌日から１０日以内にお支払いいただいた場合、または当社の都合により支払期限日の翌日以降の口座振替でのお支払いとなった場合には、延滞利息はいただきません。